AMT/NEWSLETTER
Capital Markets

2026 年 11 月

令和 8 年金融商品取引法改正に伴う 政令・内閣府令案等の公表（速報版）

弁護士　先山　雅規

Contents

Ⅰ．はじめに
Ⅱ．サステナビリティ情報の開示・保証制度の整備
Ⅲ．スタートアップ投資促進に向けた開示手続きの見直し
Ⅳ．今後の展望

Ⅰ．はじめに

2026 年 7 月 15 日に成立した金融商品取引法の改正（以下「改正金商法」という。）のうち、企業のサステナビリティ情報の開示・保証及びスタートアップ企業への資金供給の促進に関する規定の施行に向けて、同年 11 月 13 日、関係政令・内閣府令等及び監督指針の改正案（以下「本改正案」という。）が公表された。

本ニュースレターでは、速報版として、本改正案の要点を簡潔にご紹介する。詳細な解説は今後のパブリックコメントの結果又は施行後の状況を踏まえお伝えしたい。

Ⅱ．サステナビリティ情報の開示・保証制度の整備

本改正案では、改正金商法で予定されているサステナビリティ情報の開示・保証義務の導入に向け、対象企業、適用基準及び保証業者の規制等に関する制度整備が行われている。

なお、対象企業については、改正金商法公表時にプライム市場上場企業の、時価総額の大きな企業から順次適用を義



出所：金融庁「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案　説明資料」6 頁

務付けていくことを政令等で規定予定とされていた。

本改正案では、サステナビリティ情報の開示・保証制度の対象となる「特定提出者」（改正金商法 26 条の 5 第 1 項）の範囲を、株式会社東京証券取引所プライム市場に上場されている一定の有価証券の発行者であって、当該有価証券の平均時価総額が 5000 億円以上であるものとし、上記改正金商法の内容を具体化している（改正金融商品取引法施行令（以下「改正金商法施行令」という。）5 条の 5、企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の九第一項に規定する取引所金融商品市場を指定する件（令和八年金融庁告示第二号））。

その他、上場企業が開示するサステナビリティ情報の監査証明を行う特定非財務情報監査証明業者の登録要件や、業務執行担当者に必要な業務経験等が具体化されている（改正金商法施行令 5 条の 8、特定非財務情報の監査証明に関する内閣府令 25 条等）。

なお、サステナビリティ開示拡大に伴う開示責任に関するセーフハーバーについては、当事務所が 2026 年 6 月に公表したニュースレター「スコープ 3 温室効果ガスの排出量に係る金融商品取引法上の開示責任に関するセーフハーバーの導入について」も参照されたい。

III. スタートアップ投資促進に向けた開示手続きの見直し

本改正案では、改正金商法で予定されている有価証券届出書の提出免除基準引き上げ（1 億円未満から 5 億円未満へ）に伴い、金額の通算規定の考え方はそのままに、金額基準を改正金商法に合わせる整備が行われている（改正企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「改正開示府令」という。）2 条 2 項）。

また、改正金商法では、上記のとおり有価証券届出書の提出免除基準の引き上げにより、1 億円以上 5 億円未満の募集・売出しについて、新たに有価証券通知書の提出義務が課せられ、1 年間公衆縦覧に供されることとなったことに伴い、有価証券通知書の添付書類として、提出者の最近事業年度に係る計算書類及び事業報告（定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの）が追加された（改正開示府令 4 条 2 項 1 号ニ）。

その他、一度特定投資家私募等により発行された有価証券は、以後一般投資家に対して勧誘を行う場合、原則として有価証券届出書の提出が義務づけられるが、かかる届出義務の例外として、発行者の株主、役員及び使用人のほか、発行者を相手方として M&A を行おうとする者（デューデリジェンスを実施している者に限る。）が追加された（改正金商法 4 条 3 項ただし書、改正開示府令 2 条の 7 第 1 項第 6 号）。かかる改正は、特定投資家向け有価証券を発行している発行者を買収しようとする者への M&A の打診が勧誘とみなされ、有価証券届出書の提出義務が生じうる不都合を回避するものと思われる。もっとも、上記「デューデリジェンスを実施している者」とは、文言上は「当該発行者の財務の状況及び事業の内容についての調査を実施している者」と規定されており、その範囲についてはパブリックコメントの結果等による明確化が期待される。

なお、改正金商法のうちスタートアップ投資促進に向けた開示手続きの見直しに係る改正内容の詳細については、当事務所が 2026 年 8 月に公表したニュースレター「令和 8 年金融商品取引法改正 ―スタートアップ企業への資金供給を促進するための開示規制等の見直し―」も参照されたい。

IV. 今後の展望

本改正案は、来年 4 月 1 日に施行される改正金商法に合わせた規定の整備を目的とするものである。今後公表されるパブリックコメントの結果や最終的な公布内容、及びその後の実務への影響について、引き続き注視していきたい。

以上

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
  弁護士 先山 雅規　　masaki.sakiyama[at]amt-law.com
  ※メールを送信する際には、[at]を@に変更してお送りください。

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。

- ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。

- AMT/NEWSLETTER Capital Markets 発行責任者
  弁護士 吉井一浩、甲立亮、先山雅規